

## 2020年東京オリンピック・パラリンピック館山市推進本部設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」）の開催決定を受け、大会の成功に向け関係都市等と連携・協力するとともに、本市の魅力の一つでもある館山湾をはじめとする豊かな自然環境や既存施設などを最大限有効活用し、事前キャンプ誘致などスポーツ観光を推進することにより、未来の市民が誇りに思うレガシー（遺産）を創造し、継続的な本市の活性化を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック館山市推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大会の円滑な開催の協力に関すること。
- (2) 本市の知名度の向上に関すること。
- (3) 本市のスポーツ振興に関すること。
- (4) 交流人口拡大による本市の観光振興に関すること。
- (5) ボランティア育成による地域の人づくりに関すること。
- (6) 前各号に掲げるほか、大会に関連する施策の推進に関すること。

### (組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長、副本部長は本部員の互選により選出する。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の者を追加することができる。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 組織選出本部員は、本部員に代わり、同組織の中から代理の者を会議に出席させることができる。

### (専門部会)

第5条 推進本部に専門部会を置く。

- 2 専門部会及び部会長は、別表第2のとおりとする。
- 3 部会員は、別表第3に掲げる団体又は組織に属する者等の中から部会長が指名する。ただし、部会長が必要と認めるときは、他の者を追加することができる。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。
- 5 部会長は、必要に応じて、部会員以外の者を会議に出席させることができる。
- 6 部会長協議により、合同専門部会を開催することができる。

### (庶務)

第6条 推進本部の庶務はスポーツ課東京オリパラ・キャンプ誘致室及び観光みなど課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

【改定】平成28年4月1日

平成29年4月3日

平成30年4月2日

別表第1

本部員	館山市スポーツ推進委員連絡協議会選出委員
	館山市体育協会選出委員
	館山市観光協会選出委員
	館山商工会議所選出委員
	館山市町内会連合協議会選出委員
	館山船形漁業協同組合選出委員
	館山市議会選出委員
	学識経験者
	その他市長が必要と認めた者
	経済観光部長
	教育委員会教育部長
オブザーバー	千葉県議会議員
	館山市長
	館山市副市長
	館山市教育長

別表第2

専門部会	部会長
キャンプ等誘致部会長	教育委員会教育部長
スポーツ振興部会長	教育委員会教育部長
観光振興部会長	経済観光部長

別表第3

部会員	秘書広報課
	企画課
	情報課
	健康課
	社会福祉課
	高齢者福祉課
	観光みなの課
	雇用商工課
	農水産課
	教育総務課
	スポーツ課
	館山市スポーツ推進委員連絡協議会
	館山市体育協会
	館山市観光協会
	館山商工会議所
	館山ファミリースポーツクラブわかしお
	その他部会長が必要と認めた者